

武蔵野市産業振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市産業振興条例（平成28年6月武蔵野市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(審議会の組織)

第3条 審議会の委員（以下次条及び第5条において「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 武蔵野商工会議所を代表する者
- (3) 武蔵野市農業委員会を代表する者
- (4) 武蔵野市商店会連合会を代表する者
- (5) 市内の事業者を代表する者
- (6) 市の職員

(審議会の会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため審議会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 専門部会の委員(以下「部会員」という。)は、10人以内とする。

2 条例第10条第6項の規定により市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 公募による市民

(2) 前号のほか、市長が特に必要と認める者

3 前項の委員の任期は、委嘱の日から専門部会における調査及び審議が終了した日までとし、2年を超えないものとする。

4 第2項の委員は、専門部会にのみ出席する。

(準用)

第7条 第4条及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会及び専門部会の庶務は、市民部産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。